

地域未来投資促進法に基づく固定資産税の優遇制度

地域未来投資促進法に基づく固定資産税の特例により、令和7年3月31日までに取得した固定資産のうち次の要件に該当する場合は、固定資産税の優遇が受けられます。

制度の概要	<p>■地域の特性を生かして高い付加価値額を創出し、地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）を促進し、地域の成長の基盤強化を図ることを目的に創設された制度で、税制の優遇などの支援を受けることが出来ます。</p>
対象地域	<p>■鹿屋市内全域（促進区域）</p>
優遇措置を受けるための要件	<p>■鹿児島県基本計画の同意日から5年以内に対象となる資産（取得価格の合計が1億円（農林漁業関連業種は5,000万円）を超えるもの）を新設又は増設すること。</p> <p>■事業者は鹿児島県基本計画に基づいた「地域経済牽引事業計画」を策定し、県の承認を受けること。</p> <p>◆事業計画の承認を受けるための要件</p> <p>①地域の特性を活用した下記のいずれかの産業分野であること （製造業のみならず、サービス業等の非製造業を含む幅広い業種が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県のエレクトロニクス、メカトロニクス等の産業集積を生かした電子関連産業分野 ○ 県内企業が保有する機械加工等の技術力を生かした自動車関連産業分野 ○ 本県のさつまいも、豚等の農林水産物を活用した食品関連産業分野 ○ 本県の食品関連産業・電子関連産業等の集積により蓄積された技術力を生かした健康・医療関連産業分野 ○ 本県の電子部品製造等の技術力を生かした航空機関連産業分野 ○ 県内市町村等が運営するインキュベーションルーム等の施設を活用した情報通信関連産業分野 ○ 本県の森林・海洋などの自然環境を生かした環境・エネルギー関連産業分野 ○ 本県の世界自然遺産、世界文化遺産等の観光資源を生かした観光関連産業分野 <p>②高い付加価値を創出すること 付加価値増加分が3,207万円以上</p> <p>③いずれかの経済的効果が見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域内の事業者との取引額：1%増加 ・ 地域経済牽引事業を実施する事業所の売上：8%増加 ・ 地域経済牽引事業を実施する事業所の雇用者数又は雇用者給与等支給額：2%増加

	<p>■県の承認に加え、以下の要件を満たし、国の確認を受けること。 (要件)</p> <p>② 事業に高い先進性があること ②設備投資額が2千万円以上であること ③ 設備投資額が前年度の減価償却費の20%以上であること ④ 売上高伸び率\geq市場規模の伸び率+5%であること 等</p>
対 象 資 産	<p>■県から計画承認を受け、国から確認を受けた下記の資産</p> <p>○家屋 ・対象事業の用に供する部分</p> <p>○償却資産 ・対象事業の用に供する機械及び装置</p> <p>○土地 ※ただし、取得(所有権移転した日(売買契約の日付))の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設に着手(建物の基礎工事に着手した日(地質調査・測量は除く))した敷地で、対象となる家屋の建床面積部分</p>
免 除 内 容	■対象となる固定資産税の全額免除
免 除 期 間	■新たに固定資産税を課税することとなる年度から3年度間
申 請 手 続	<p>■地域経済牽引事業計画の承認</p> <p>1 地域経済牽引事業計画の作成 (事業者)</p> <p>2 地域経済牽引事業計画の申請 (事業者 ⇒ 県)</p> <p>○申請時期 工事着工前 (※着工前の計画認定が必要となります。)</p> <p>○提出書類 ・申請書 ・法人の定款 ・最近2期間の事業報告 ・最近2期間の貸借対照表 ・最近2期間の損益計算書 ・その他参考となる書類</p> <p>書類がない場合は、最近1年間の事業内容を記載した書類</p> <p>○提出先・問合せ先 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県商工労働水産部産業立地課産業立地係 TEL 099-286-2967</p> <p>3 地域経済牽引事業計画の承認 (県 ⇒ 事業者)</p> <p>4 課税特例に係る確認申請 (事業者 ⇒ 国)</p> <p>5 確認申請の承認に伴う確認書の交付 (国 ⇒ 事業者)</p> <p>■固定資産税の課税免除にかかる申請</p> <p>1 対象施設指定の申請 (事業者 ⇒ 市 産業振興課)</p> <p>○申請時期 計画承認を受けた施設の操業開始後</p>

○提出書類

- ・対象施設指定申請書（第1号様式）
- ・事業概要書（第2号様式）
- ・事務所敷地の全体平面図（家屋の位置と地番を確認できるもの）
- ・定款
- ・法人登記簿謄本（写し）
- ・生産工程表
- ・工事請負契約書（写し）※工事がある場合
- ・売買契約書（写し）※売買がある場合
- ・対象資産の領収書等（写し）
- ・県の承認書（写し）
- ・国の確認書（写し）

【補助金を受けた場合】

- ・補助金の額が分かる書類（写し）

【土地が該当する場合】

- ・地籍図等（写し）

【家屋が該当する場合】

- ・対象の家屋の平面図

【償却資産が該当する場合】

- ・償却資産の配置図

○提出先

農林商工部 産業振興課（本庁舎2階）

2 対象施設指定書の交付（市 産業振興課 ⇒ 指定事業者）

市は、提出のあった申請書等を審査し、対象施設に指定したときは、申請のあった事業者（以下「指定事業者」）に対し、特別措置適用対象施設指定書（第3号様式）を交付する。

3 課税免除の申請（指定事業者 ⇒ 市 税務課）

○申請期限

指定を受けた施設にかかる固定資産税が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日まで

※ただし、事業年度が終了していない法人は、事業年度終了後、2ヶ月以内まで

○提出書類

- ・固定資産税課税免除申請書（第4号様式）
- ・固定資産税不均一課税申請書（第5号様式）
- ・特別措置適用対象施設指定書（写し）
- ・所得税、法人税の確定申告書（税務署の受理が分かるページのみ）又は納税証明書（写し）
※電子申告の場合は、税務署の受理メールの写し
- ・減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
- ・特別償却の償却限度額の計算に関する付表
- ・会社パンフレット

○提出先
総務部 税務課（本庁1階）

○その他
申請書を提出いただいた後、当該資産の現地調査をさせていただきます。

4 課税の免除の決定（市 税務課 ⇒ 指定事業者）

市は、提出のあった申請書及び提出書類を審査し、課税免除の可否及び免除額を決定後、指定事業者に対し固定資産税課税免除等通知書により通知します。

5 各種届出（指定事業者 ⇒ 市 産業振興課）

指定事業者は、指定の日から最後の特別措置を受ける日までの間において以下の表に該当するときは、下欄に掲げる届出書を市に提出してください。

○提出期限
提出事由が発生した日以後 20 日以内

○届出書

区分	提出書類
対象施設指定関係書類の記載事項に変更があったとき	記載事項変更届 (第6号様式)
指定対象施設の事業が承継されたとき	指定対象施設事業承継届 (第7号様式)
指定対象施設の事業の廃止又は休止があったとき	指定対象施設事業廃（休）止届 (第8号様式)

6 その他

指定事業者が次のいずれかに該当したときは、対象施設の指定を取り消し、又は既に行った特別措置を取り消します。

- (1) 上記の適用要件等に該当しなくなったとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 指定時の条件に違反したとき、又は市に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 特別措置を行うために必要な報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不適切であると認められるとき。